議案第４１号

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則の制定について

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則の一部を改正する規則

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和４１年川崎市教育委員会規則第１２号）の一部を次のように改正する。

第１条中「昭和３１年法律第１６２号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第２条第１項第２号から第４号までを次のように改める。

（２）教育行政に係る条例の制定又は改廃の方針に関すること（学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関することを含む。）。

（３）教育委員会規則又は教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。

（４）法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。

第２条第１項第６号及び第８号中「教育委員会」を「委員会」に改め、同項第１１号中「若しくは」を「又は」に改め、同項第１２号中「審査請求」の次に「（教育長が処分庁であるものを除く。）」を加え、同項第１６号中「及び認定並びに」を「、認定及び」に改める。

第３条第１項中「前条各号に規定する事務」を「前条第１項各号に掲げる事項」に改め、同条第２項中「委員会会議」を「教育委員会会議」に、「その」を「委員会の」に改める。

第４条第１項中「次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務」を「第２条第１項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるもの」に改め、同項各号を次ように改める。

（１）次に掲げる事由により当然必要とされる条例の改廃の方針又は教育委員会規則若しくは教育委員会訓令の改廃に関すること。

ア　法令（市の条例及び規則を含む。）の制定又は改廃

イ　町区域の設定、廃止又は変更

ウ　住居表示の実施

エ　土地区画整理事業の実施等

（２）法第２９条に規定する意見の申出に関すること。

（３）委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、室長、担当部長、課長、担当課長、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。

（４）附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。

（５）審査請求の審理手続に関すること。

（６）委員会が指定する請願等に関すること。

（７）公文書の開示請求等に関すること。

第４条第２項中「おいて」の次に「、同項第１号及び第２号に掲げる事由により専決したとき」を加える。

第５条中「第２条」を「第２条第１項」に、「同条各号」を「同項各号」に改める。

附　則

この規則は、令和６年４月１日から施行する。

制　定　理　由

条例の制定又は改廃の方針を教育委員会会議の議事事項とすること等のため、この規則を制定するものである。

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則　新旧対照表

改　　正　　案	現　　　　　行
（目的） 第１条　この規則は、教育行政の能率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号。以下「法」という。）第２５条第１項の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務等について定めることを目的とする。	（目的） 第１条　この規則は、教育行政の能率的運営を図るため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和３１年法律第１６２号）第２５条第１項の規定に基づき川崎市教育委員会（以下「委員会」という。）が教育長に委任する事務等について定めることを目的とする。
（委任） 第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。	（委任） 第２条　委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。
（１）教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。	（１）教育行政の運営に関する基本的な方針及び計画に関すること。
（２）教育行政に係る条例の制定又は改廃の方針に関すること（学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関することを含む。）。	
（３）教育委員会規則又は教育委員会訓令の制定又は改廃に関すること。	（２）教育委員会規則又は訓令の制定及び改廃並びに重要な通達を行うこと。
（４）法第２７条及び第２９条に規定する意見の申出に関すること。	（３）教育予算その他教育事務で議会の議決を経るべき議案について、市長に対し意見の申出を行うこと。
	（４）学校その他の教育機関の設置及び廃止並びに位置及び名称の変更に関すること。
（５）研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。	（５）研修、服務その他の人事の一般方針を定めること。
（６）委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。	（６）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免その他の人事に関すること。
（７）附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。	（７）附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱を行うこと。
（８）委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。	（８）教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行状況に係る点検及び評価に関すること。
（９）重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。	（９）重要な学校その他の教育機関の工事の基本計画の策定に関すること。
（１０）重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。	（１０）重要な教育財産の取得及び移管並びに処分について、市長に対し意見の申出を行うこと。
（１１）重要な教育財産の用途又は目的の変更又は廃止に関すること。	（１１）重要な教育財産の用途又は目的の変更若しくは廃止に関すること。
（１２）訴訟、審査請求（教育長が処分庁であるものを除く。）その他の争	（１２）訴訟、審査請求その他の争訟に関すること。

改　正　案	現　　行
訟に関すること。	
（１３）通学区域の設定又は変更を行うこと。	（１３）通学区域の設定又は変更を行うこと。
（１４）義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。	（１４）義務教育諸学校を除く市立学校の生徒等の募集の基本方針に関すること。
（１５）教科用図書の採択を行うこと。	（１５）教科用図書の採択を行うこと。
（１６）文化財の指定、認定及び解除に関すること。	（１６）文化財の指定及び認定並びに解除に関すること。
（１７）重要な表彰に関すること。	（１７）重要な表彰に関すること。
（１８）請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。	（１８）請願及び陳情（以下「請願等」という。）に関すること。
（１９）公文書の開示請求等に関すること。	（１９）公文書の開示請求等に関すること。
２　教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。	２　教育長は、前項の規定により委任された事務について特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあった場合には、その事務の管理及び執行の状況を委員会に報告するものとする。
（教育長の臨時代理）	（教育長の臨時代理）
第３条　教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条第１項各号に掲げる事項について、臨時にこれを代理することができる。	第３条　教育長は、緊急やむを得ない事情があるときは、前条各号に規定する事務について、臨時にこれを代理することができる。
２　教育長は、前項の規定により臨時に事務を代理したときは、直近の教育委員会会議に報告し、委員会の承認を受けなければならない。	２　教育長は、前項の規定により、臨時に事務を代理したときは、直近の委員会会議に報告し、その承認を受けなければならない。
（教育長の専決事項）	（教育長の専決事項）
第４条　教育長は、第２条第１項各号に掲げる事項のうち、次に掲げるものについて、専決することができる。	第４条　教育長は、次の各号に掲げる委員会の権限に属する教育事務について、専決することができる。
（１）次に掲げる事由により当然必要とされる条例の改廃の方針又は教育委員会規則若しくは教育委員会訓令の改廃に関すること。 ア　法令（市の条例及び規則を含む。）の制定又は改廃 イ　町区域の設定、廃止又は変更 ウ　住居表示の実施 エ　土地区画整理事業の実施等	（１）町区域の設定、廃止又は変更、住居表示の実施、土地区画整理事業等の実施等に伴い、学校その他の教育機関の位置の表示が変更される場合に必要となる改正条例の市議会提出原案の作成及び教育委員会規則の改正に関すること。
（２）法第２９条に規定する意見の申出に関すること。	
（３）委員会及び委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員の任免	（４）教育委員会及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職

川崎市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則　新旧対照表

改　　正　　案	現　　　　行
その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、室長、担当部長、課長、担当課長、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。	員の任免その他の人事（教育長、教育次長、担当理事、部長、担当部長、課長、室長、担当課長、主任指導主事、学校その他の教育機関の長、副校長及び教頭の任免、分限及び懲戒を除く。）に関すること。
（４）附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。	（５）附属機関を組織する委員の任免、委嘱及び解嘱に関すること。
（５）審査請求の審理手続に関すること。	
（６）委員会が指定する請願等に関すること。	（２）委員会が指定する請願等に関すること。
（７）公文書の開示請求等に関すること。	（３）公文書の開示請求等及びこれらの審査請求に関すること。
２　教育長は、前項の規定により専決した場合において、同項第１号及び第２号に掲げる事由により専決したとき、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。	２　教育長は、前項の規定により専決した場合において、特に必要があると認めるとき又は委員会からの求めがあるときは、その概要を委員会に報告しなければならない。
（異例事態の処理）	（異例事態の処理）
第５条　教育長は、第２条第１項の規定にかかわらず、その委任された事務について、同項各号に掲げる事項に準ずる重要な事例又は異例に属する事態があるときは、これを委員会に付議するものとする。	第５条　教育長は、第２条の規定にかかわらず、その委任された事務について、同条各号に掲げる事項に準ずる重要な事例又は異例に属する事態があるときは、これを委員会に付議するものとする。
（事務決裁）	（事務決裁）
第６条　第２条第１項の規定により教育長に委任された教育事務及び第４条第１項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁については、教育長が別に定める。	第６条　第２条第１項の規定により教育長に委任された教育事務及び第４条第１項の規定により教育長が専決する教育事務に係る事務決裁については、教育長が別に定める。